

特許協力条約

発信人 日本国特許庁（国際調査機関）

代理人 特許業務法人サンネクスト国際特許事務所 様		PCT 国際調査機関の見解書 (法施行規則第40条の2) [PCT規則43の2.1]	
あて名 〒140-0002 日本国東京都品川区東品川二丁目3番12号 シー フォートスクエア センタービルディング16階		発送日 (日.月.年) 10.12.2019	
出願人又は代理人 の書類記号 H001P18232		今後の手続については、下記2を参照すること。	
国際出願番号 PCT/JP2019/041223	国際出願日 (日.月.年) 18.10.2019	優先日 (日.月.年) 06.12.2018	
国際特許分類 (IPC) Int.Cl. H02J3/00(2006.01)i, G06Q10/04(2012.01)i, G06Q50/06(2012.01)i, H02J3/46(2006.01)i, H02J13/00(2006.01)i			
出願人 (氏名又は名称) 株式会社日立製作所			

<p>1. この見解書は次の内容を含む。</p> <ul style="list-style-type: none"><input checked="" type="checkbox"/> 第I欄 見解の基礎<input type="checkbox"/> 第II欄 優先権<input type="checkbox"/> 第III欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解の不作成<input type="checkbox"/> 第IV欄 発明の単一性の欠如<input checked="" type="checkbox"/> 第V欄 PCT規則43の2.1(a)(i)に規定する新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解、それを裏付けるための文献及び説明<input type="checkbox"/> 第VI欄 ある種の引用文献<input type="checkbox"/> 第VII欄 国際出願の欠陥<input type="checkbox"/> 第VIII欄 国際出願についての意見 <p>2. 今後の手続</p> <p>国際予備審査の請求がされた場合は、出願人がこの国際調査機関とは異なる国際予備審査機関を選択し、かつ、その国際予備審査機関がPCT規則66.1の2(b)の規定に基づいて国際調査機関の見解書を国際予備審査機関の見解書とみなさない旨を国際事務局に通知していた場合を除いて、この見解書は国際予備審査機関の最初の見解書とみなされる。</p> <p>この見解書が上記のように国際予備審査機関の見解書とみなされる場合、様式PCT/ISA/220を送付した日から3月又は優先日から2月のうちいずれか遅く満了する期限が経過するまでに、出願人は国際予備審査機関に、適当な場合は補正書とともに、答弁書を提出することができる。</p> <p>さらなる選択肢は、様式PCT/ISA/220を参照すること。</p>

見解書を作成した日 28.11.2019			
名称及びあて先 日本国特許庁 (ISA/JP) 郵便番号100-8915 東京都千代田区霞が関三丁目4番3号	特許庁審査官 (権限のある職員) 高野 誠治	5 T	3 5 6 7
電話番号 03-3581-1101 内線 3568			

第 I 欄 見解の基礎

1. 言語に関し、この見解書は以下のものに基づき作成した。
 - 出願時の言語による国際出願
 - 出願時の言語から国際調査のための言語である _____ 語に翻訳された、この国際出願の翻訳文 (PCT規則12.3(a)及び23.1(b))
2. この見解書は、PCT規則 91 の規定により国際調査機関が許可した又は国際調査機関に通知された明らかな誤りの訂正を考慮して作成した (PCT規則 43 の 2.1(b))。
3. この国際出願で開示されたヌクレオチド又はアミノ酸配列に関して、以下の配列表に基づき見解書を作成した。
 - a. 出願時における国際出願の一部を構成する配列表
 - 附属書C/ST.25テキストファイル形式
 - 紙形式又はイメージファイル形式
 - b. 国際出願とともに、PCT規則13の3.1(a)に基づき国際調査のためにのみ提出された、附属書C/ST.25テキストファイル形式の配列表
 - c. 国際出願日後に、国際調査のためにのみ提出された配列表
 - 附属書C/ST.25テキストファイル形式 (PCT規則13の3.1(a))
 - 紙形式又はイメージファイル形式 (PCT規則13の3.1(b)及びPCT実施細則第713号)
4. さらに、複数の版の配列表又は配列表の写しが提出され、変更後の配列表又は追加の写しに記載された情報が、出願時における配列表と同一である旨、又は出願時における国際出願の開示の範囲を超えない旨の陳述書の提出があった。
5. 補足意見：

第V欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についてのPCT規則43の2.1(a)(i)に定める見解、それを裏付ける文献及び説明

1. 見解

新規性 (N)	請求項	2-7	有
	請求項	1	無
進歩性 (I S)	請求項	3-7	有
	請求項	1-2	無
産業上の利用可能性 (I A)	請求項	1-7	有
	請求項		無

2. 文献及び説明

文献1 : JP 2012-178929 A (富士電機株式会社) 2012.09.13, [0018] - [0026], [0035] - [0044], [0049] - [0052], [0063] - [0071], 図1-4 (ファミリーなし)

文献2 : JP 2001-211548 A (株式会社日立製作所) 2001.08.03, [0129], 図1 (ファミリーなし)

文献3 : WO 2013/136419 A1 (富士通株式会社) 2013.09.19, [0012], [0016] - [0024], 図1-4 & US 2014/0358307 A1, [0007], [0050] - [0058], 図1-4

文献4 : WO 2014/207851 A1 (三菱電機株式会社) 2014.12.31, 全文, 全図 & US 2016/0125339 A1, 全文, 全図 & CN 105324790 A

請求項1に係る発明は、国際調査報告で引用された文献1から新規性、進歩性を有しない。

文献1には、発電機の起動停止および出力配分の計画である需給計画を算出する経済負荷配分装置20 (本願の「電力需給計画装置」に相当する。) であって、電力の需給に係る需要予測値を計算する需要予測部21 (同「需給情報算出部」と、前記需要予測部により算出される長周期変動の需要予測値21aを入力として、数日先までの発電機の起動停止および出力配分の発電機起動停止計画22a (同「需給計画」) を算出する発電機起動停止計画部22 (同「需給計画算出部」と、前記発電機起動停止計画および短周期変動の需要予測値21bを入力して、数時間先までの発電機出力値23aを計算するに際して、指定区間の発電機の運転台数が変更された場合には、発電コストの最小化を目的関数として、前記発電機起動停止計画の補正を行う発電機出力値計算部23 (同「需給計画調整部」と、を備える構成、が開示されている (特に、[0018] - [0026], [0049] - [0052], [0071], 図4を参照のこと。))。

してみると、本願請求項1に係る発明と文献1に記載された発明との間に差異はない。また、本願請求項1に係る発明は、文献1に記載された発明に基づいて当業者であれば容易に想到し得たものである。

(補充欄に続く)

補充欄

いずれかの欄の大きさが足りない場合

第 V 欄の続き

請求項 2 に係る発明は、国際調査報告で引用された文献 1 - 2 より進歩性を有しない。

文献 2 には、発電コストを下げるための優先順位の変更として、連続運転している間の単位出力当たりのコストが高い発電機の起動の優先順位を下げることを、が開示されている。このような技術事項を文献 1 の発電機起動停止計画 2 2 a の補正を行う発電機出力値計算部 2 3 に適用して、発電コストの高い発電機の順に、起動開始時間については遅くするとともに、停止開始時間については早くするようになす程度のことは容易に想到し得たことである。

よって、本願請求項 2 に係る発明は、文献 1 - 2 に記載された発明に基づいて当業者であれば容易に想到し得たものである。

請求項 3 - 7 に係る発明は、国際調査報告で引用された文献に対して新規性、進歩性を有する。

文献 3 ([0012], 図 1) には、需給シナリオに基づいて運転計画を作成することについては開示されている。しかしながら、文献 1 - 4 には、「前記需給情報算出部は、電力情報から供給力の予測分布を算出し、算出した予測分布を反映した複数のシナリオを算出する供給力シナリオ算出部と、逐次に更新される電力情報に基づいて、前記供給力シナリオ算出部より短い周期で供給力の予測分布と前記予測分布を反映した複数のシナリオとを算出する入力変化シナリオ算出部と、を備え、前記需給計画算出部は、前記供給力シナリオ算出部により算出されるシナリオに基づいて、発電機の起動停止および出力配分の需給計画を算出し、前記需給計画調整部は、前記需給計画算出部により算出される需給計画と、前記入力変化シナリオ算出部により逐次に更新されるシナリオとを入力として、前記需給計画における発電機の起動開始時間および/または停止開始時間を総発電コストが低減するように調整することで前記需給計画より短い時間刻みの需給計画を算出する、」ことについては開示も示唆もされておらず、しかもその点は当業者といえども容易に想到し得ないものである。